4分の1の県では、まだ「保健所保健婦派遣」「他 の専門職の派遣」などマンパワー関係の援助を望 む比重の方が、やや高い県もあった。

V ま と め

全国的にみれば健診の事後指導や寝たきり者への訪問指導はまだ不十分で、機能訓練事業は実施予定すらたっていない市町村も4割以上あるという状況であり、今後更に充実する必要があると思われるが、その実施状況は市町村格差が大きかった。事後指導や寝たきり者への訪問指導の実施状況の違いには、保健婦マンパワーの充実が大きく影響していた。つまり、人口10万対保健婦数の多い市町村ほど事業の実施は進んでいることが明らかになった。

今後の老人保健事業の充実には、保健婦を初めとするマンパワーの整備が非常に重要である。厚生省は、既に、第二次5か年計画〈表12〉を発表し、その中で、保健婦一万人(雇い上げ含む)の増員を盛り込んでいる。第一次計画では、正規保健婦の確保は目標を下回り、雇い上げの確保でカバーした面がある。また正規保健婦がどこに増えたかをみると、財政力のある都市では増えたが、へき地等をかかえる小さい町村部では取り残されている所もある。調査時点(昭和60年)に未設置で昭和61年度にも増員予定のない市町村が125もあった。養成、配置についての国、県レベルでの施策が更に強化される必要があると思われる。

また確保された保健婦が保健婦らしい仕事ができるかどうかも老人保健事業の充実にとって大きな課題である。というのは、直接住民と接してサービスを提供する中で、住民のニードをくみとっていく保健婦がいてこそ、老人保健事業の内容も充実していくと考えられるからである。保健婦ら

しい仕事ができるかどうかは、保健婦自身の努力だけでなく、行政組織の中での位置づけ、首長の考え方、事務職体制、福祉施策等の関連施策の充実、保健所の姿勢など他の要因も影響してくると考えられる。現状の「行政改革」の流れの中では、保健婦らしい力を発揮する基盤の充実が困難となっているが、どのような行政施策にしていくかは、結局、住民の意志を反映するものと考えられる。直接住民と接する保健婦は、住民のニードをくみとり、実践の中から行政に反映させていき、保健婦への期待が住民より生まれるよう努力することが求められよう。ここに保健婦自身の力量も大きく影響するものと考えられる。

また、本調査結果をみると、県格差がほとんどすべてと言っていい位の項目にみられる。マンパワー然り、実施状況然り、県保健所との関係然り。これまでの県行政の伝統や事情が影響していると思われるが、県行政・保健所のバックアップが、市町村事業にいかに影響を与え、重要なものであるかが推し測られる。本会職能委員会保健婦問題対策小委員会においても、「保健事業が充実している県は、市町村活動も県行政もそれぞれが互いに影響しあい、よい仕事をしている歴史的な経過がある」と分析している。

高齢化社会を迎え、老人保健事業の実施を契機に行政の対人保健サービスの強化が、全国レベルで図られている今時期に、保健婦自身の業務の見直しと、マンパワー等活動基盤の整備を実現していくことが、重要と考えられる。